

池袋駅東口周辺景観形成特別地区 景観計画改定たたき案

＜文字色＞	黒文字：一般地域と共通の基準	赤文字：池袋駅東口駅前広場・グリーン大通り沿道景観形成特別地区の独自の基準	青文字：今回の改定で新たに追加する基準
項目	現行		
区域名称	池袋駅東口駅前広場・グリーン大通り沿道景観形成特別地区		
指定理由 (図表6-3)	○池袋駅東口から東池袋駅周辺を結ぶ池袋副都心軸として、新たな文化とにぎわいの舞台にふさわしい街並みを形成します。	○池袋駅東口周辺として、一体的に景観づくりに取り組み、新たな文化とにぎわいの舞台にふさわしい街並みを形成します。	
景観形成特別地区	○池袋副都心では、池袋駅東口から東池袋駅周辺を結ぶ池袋副都心軸である「池袋駅東口駅前広場・グリーン大通り沿道」を景観形成特別地区に指定します。	○池袋副都心では、核となる池袋駅東口周辺と、池袋駅東口から東池袋駅周辺を結ぶ池袋副都心軸を「池袋駅東口周辺景観形成特別地区」として指定します。	
届出の対象行為	○明治通り・駅前広場及びグリーン大通りに面する敷地：すべて	○明治通り・池袋駅東口駅前・グリーン大通り・サンシャイン60通り・サンシャイン通り及び南北区道に面する敷地：すべて ○中池袋公園の周辺道路に面する敷地：すべて ○南池袋公園の存する街区（南池袋二丁目20,21番街区）及び公園の周辺道路（特別区道42-100、42-120）に面する敷地：すべて ○美久仁小路・栄町通りに面する敷地：すべて	
	○上記の敷地以外は、商業・業務系市街地の届出規模が適用される。 (建築物の高さ≧31 mまたは延べ面積≧3,000㎡)	※上記の敷地以外は、商業・業務系市街地の届出規模が適用される。 (建築物の高さ≧31 mまたは延べ面積≧3,000㎡)	
景観形成基準			
①区域	○池袋駅東口駅前・グリーン大通り沿道景観形成特別地区は、池袋駅東口駅前広場の周囲及びグリーン大通りの沿道を区域とします。 ○ただし、景観形成特別地区の届出規模と景観形成基準は、明治通り、駅前広場及びグリーン大通りに面する敷地に適用します。 ○明治通り、駅前広場及びグリーン大通りに面する敷地以外は、一般地域の景観形成基準を適用します。	○池袋駅東口周辺景観形成特別地区は、池袋駅東口駅前から環状5の1号線までの区域を基本とします。 ○これらの区域の中に、さらに特徴ある街並みが形成されている5つの沿道エリアと、界隈の中心となる3つの拠点ゾーンを設定します。 ○沿道エリアでは既に形成されている特徴を活かしつつ、国際アートカルチャー都市の実現に向け新たな文化とにぎわいが生み出される池袋らしい景観を形成します。 ○拠点ゾーンでは新たな賑わいの拠点や既存の界隈が形成され、これと周辺が連携し、新たな賑わいの形を創出するよう、景観誘導を図っていきます。 【沿道エリア】 1) グリーン大通り 2) 明治通り・池袋駅東口駅前 3) サンシャイン60通り 4) サンシャイン通り 5) 南北区道 【拠点ゾーン】 1) 中池袋公園界隈 2) 南池袋公園界隈 3) 小路界隈 ○景観形成特別地区の景観形成基準は、全域に適用されます。 ○これらに加えて、明治通り・池袋駅東口駅前・グリーン大通り・サンシャイン60通り・サンシャイン通り及び南北区道に面する敷地、中池袋公園・南池袋公園の周辺道路に面する敷地、及び美久仁小路・栄町通りに面する敷地においては、それぞれ沿道エリア及び拠点ゾーンの景観形成基準を適用します。	
②景観形成の目標	○ケヤキやクスノキを中心としたみどり豊かで美しい並木に包まれ、人々が快適に回遊し、新たな文化とにぎわいが生み出される池袋副都心の景観を形成します。	○各エリア及びゾーンの特徴やまとまりを顕在化し、これらの個性的な界隈を人々が回遊することで、新たな文化とにぎわいが生み出される池袋副都心の景観を形成します。	
③景観形成の方針（景観法第8条第3項関係）	1) 並木のみどりを惹き立てる建築デザイン等の形成 ○建築物等の色彩・デザインの工夫やみどりの連続性に配慮した沿道の緑化など、街路空間を含めた沿道全体のデザインの調和を図り、並木と沿道が一体となった質の高い景観を形成します。 ○誰もが安心して、快適に歩き、集うことができる都市軸として、品格や美しさを損なわないよう屋外広告物の表示や掲出方法に配慮し、風格ある街並みを形成します。	1) 並木や公園のみどりを惹き立てる建築デザイン等の形成 ○建築物等の色彩・デザインの工夫やみどりの連続性に配慮した沿道の緑化など、街路空間を含めた沿道全体のデザインの調和を図り、並木や公園と沿道が一体となった質の高い景観を形成します。 ○誰もが安心して、快適に歩き、集うことができる都市軸として、品格や美しさを損なわないよう屋外広告物の表示や掲出方法に配慮し、風格ある街並みを形成します。	
	2) 池袋副都心の表情を創る眺望（ビスタ）の確保 ○沿道建築物等相互のスカイラインの調和や、並木の高さに配慮した屋外広告物の掲出を誘導し、見通しのきいた景観を形成します。 ○並木の見通しの先には、アイストップとなる建築物の意匠の工夫などにより、池袋副都心の顔となる眺望を創出します。	2) 池袋副都心の表情を創る眺望（ビスタ）の確保 ○沿道建築物等相互のスカイラインの調和や、並木の高さに配慮した屋外広告物の掲出を誘導し、見通しのきいた景観を形成します。 ○並木の見通しの先には、アイストップとなる建築物の意匠の工夫などにより、池袋副都心の顔となる眺望を創出します。	
	3) 個性ある界隈をつなぎ、人々が多様な趣を楽しめる回遊性の向上 ○池袋駅東口から駅前広場、グリーン大通り、さらに豊島区本庁舎やあうるすぽっと（豊島区立舞台芸術交流センター）、サンシャイン周辺へと人々が快適に回遊できる歩行者空間を創出します。 ○造幣局東京支局の移転後に整備される防災と文化・交流機能を備えた拠点を中心に、池袋副都心と大塚、雑司が谷を結ぶ新たな人の流れを生み出します。 ○グリーン大通りとともに沿道の敷地や建築物を含め、パフォーマンスやアート展示、オープンカフェなどとして活用し、連続したにぎわいを演出していきます。	3) 個性ある界隈をつなぎ、人々が多様な趣を楽しめる回遊性の向上 ○池袋駅東口駅前からグリーン大通り、さらに豊島区本庁舎やあうるすぽっと（豊島区立舞台芸術交流センター）、サンシャイン周辺へと人々が快適に回遊できる歩行者空間を創出します。 ○造幣局東京支局の移転後に整備される防災と文化・交流機能を備えた拠点を中心に、池袋副都心と大塚、雑司が谷を結ぶ新たな人の流れを生み出します。 ○グリーン大通りとともに沿道の敷地や建築物を含め、パフォーマンスやアート展示、オープンカフェなどとして活用し、連続したにぎわいを演出していきます。 ○明治通り・池袋駅東口駅前・グリーン大通り・サンシャイン60通り・サンシャイン通り及び南北区道の沿道では、敷地や建築物の連続性に配慮し、歩行者が快適に回遊できるヒューマンスケールの街並みを形成します。 ○グリーン大通りと南池袋公園の周辺を連続したみどりや空間の設えでつなぎ、誰もが集い賑わい、四季を彩る公園のように憩える、美しい都市景観を形成します。 ○中池袋公園を中心とするオープンスペースを拠点に、新たな文化・交流の場を波及させ、人々が集うにぎわいの連続性を創出します。 ○小路を中心とする、個性ある界隈を活用し、多様性のある都市の魅力ある景観を形成します。	
	4) 地域が主体となった魅力ある街並みの形成 ○地域で活動する様々な団体が協働し、沿道建築物や屋外広告物、街路等の形態、街路空間のデザインの協議・調整などに取り組むエリアマネジメントを促進します。	4) 地域が主体となった魅力ある街並みの形成 ○地域で活動する様々な団体が協働し、沿道建築物や屋外広告物、街路等の形態、街路空間のデザインの協議・調整などに取り組むエリアマネジメントを促進します。 ○各エリアマネジメント団体の取り組みを点から面へ広げ、良好な景観を形成するとともに、地区全体の価値を維持・向上させます。	
		5) 国際アート・カルチャーの街を演出する夜間景観の形成 ○駅前から周辺部へ、足元から高層階へとつながる明るさや密度のグラデーションで都市を演出する大きな光の構造を形成します。 ○夜間におけるアート・カルチャーの表現として、洗練された照明計画を誘導します。 ○通りに沿った光の連続性により、街の賑わいをつなぎ、人々が安心して回遊できる夜間景観を形成します。	

◀文字色▶		黒文字：一般地域と共通の基準			赤字：池袋駅東口駅前広場・グリーン大通り沿道景観形成特別地区の独自の基準			青文字：今回の改定で新たに追加する基準								
項目	現行				改定（案）											
④景観形成基準（景観法第8条第2項第2号関係）	【駅前広場エリア】			【中央エリア】		【東エリア】		沿道エリア				池袋駅東口周辺エリア				
	グリーン大通り			明治通り・池袋駅東口駅前		サンシャイン60通り		サンシャイン通り		南北区道						
1) 街並みの趣	○東京の魅力を担う拠点にふさわしい風格を備えた街並み			○様々な表現の舞台として、新たな文化とにぎわいを創出する街並み		○オフィス街の趣とともに、人々が憩い、安らげる洗練された街並み		1) 街並みの趣				○池袋駅東口周辺の新しいまちづくりのイメージを共有した魅力ある街並み				
2) 建築物の建築等	○建築物の新築、増築、改築もしくは移転、外観を変更することとなる修繕もしくは模様替または色彩の変更。			○建築物の新築、増築、改築もしくは移転、外観を変更することとなる修繕もしくは模様替または色彩の変更。		○建築物の新築、増築、改築もしくは移転、外観を変更することとなる修繕もしくは模様替または色彩の変更。		○建築物の新築、増築、改築もしくは移転、外観を変更することとなる修繕もしくは模様替または色彩の変更。								
届出対象行為	○明治通り・駅前広場及びグリーン大通りに面する敷地：すべて ○上記の敷地以外：高さ31m以上又は延床面積3,000㎡以上			○明治通り・池袋駅東口駅前・グリーン大通り・サンシャイン60通り・サンシャイン通り及び南北区道に面する敷地：すべて ○中池袋公園の周辺道路に面する敷地：すべて ○南池袋公園の存する街区（南池袋二丁目20,21番街区）及び公園の周辺道路（特別区道42-100、42-120）に面する敷地：すべて ○美久仁小路・栄町通りに面する敷地：すべて ○上記の敷地以外：高さ31m以上又は延床面積3,000㎡以上		○明治通り・池袋駅東口駅前・グリーン大通り・サンシャイン60通り・サンシャイン通り及び南北区道に面する敷地：すべて ○中池袋公園の周辺道路に面する敷地：すべて ○南池袋公園の存する街区（南池袋二丁目20,21番街区）及び公園の周辺道路（特別区道42-100、42-120）に面する敷地：すべて ○美久仁小路・栄町通りに面する敷地：すべて ○上記の敷地以外：高さ31m以上又は延床面積3,000㎡以上		○明治通り・池袋駅東口駅前・グリーン大通り・サンシャイン60通り・サンシャイン通り及び南北区道に面する敷地：すべて ○中池袋公園の周辺道路に面する敷地：すべて ○南池袋公園の存する街区（南池袋二丁目20,21番街区）及び公園の周辺道路（特別区道42-100、42-120）に面する敷地：すべて ○美久仁小路・栄町通りに面する敷地：すべて ○上記の敷地以外：高さ31m以上又は延床面積3,000㎡以上								
配置	○歩行者に圧迫感や威圧感を与えないように努める。 ○駐車場など店舗以外の出入口設置などについて、隣接する建築群やオープンスペースとの連続性を確保し、にぎわいを損なわないよう計画する。 ○敷地内に残すべき景観資源（遺構、樹木、池、湧水等）がある場合には、これを生かした計画とする。			○歩行者に圧迫感や威圧感を与えないように努める。 ○駐車場など店舗以外の出入口設置などについて、隣接する建築群やオープンスペースとの連続性を確保し、にぎわいを損なわないよう計画する。 ○敷地内に残すべき景観資源（遺構、樹木、池、湧水等）がある場合には、これを生かした計画とする。		○歩行者に圧迫感や威圧感を与えないように努める。 ○駐車場など店舗以外の出入口設置などについて、隣接する建築群やオープンスペースとの連続性を確保し、にぎわいを損なわないよう計画する。 ○敷地内に残すべき景観資源（遺構、樹木、池、湧水等）がある場合には、これを生かした計画とする。		○歩行者に圧迫感や威圧感を与えないように努める。 ○駐車場など店舗以外の出入口設置などについて、隣接する建築群やオープンスペースとの連続性を確保し、にぎわいを損なわないよう計画する。 ○敷地内に残すべき景観資源（遺構、樹木、池、湧水等）がある場合には、これを生かした計画とする。								
	○壁面の位置などの工夫により、敷地内に店舗等のあふれ出しの空間を確保するよう努める。			○休日・夜間においても閉鎖的で閑散とした印象を与えないよう、低層部の利用を考慮する。		○休日・夜間においても閉鎖的で閑散とした印象を与えないよう、低層部の利用を考慮する。		○壁面の位置などの工夫により、敷地内に店舗等のあふれ出しの空間を確保するよう努める。								
	○駅前広場あるいはグリーン大通りに建築物の顔が向くよう計画する。 ○駅前広場に面して歩道と一体となったオープンスペースの確保に努める。			○グリーン大通りに建築物の顔が向くよう計画する。 ○グリーン大通りに面して歩道と一体となったオープンスペースの確保に努める。		○グリーン大通りに建築物の顔が向くよう計画する。 ○グリーン大通りに面して歩道と一体となったオープンスペースの確保に努める。		○明治通り・池袋駅東口駅前に建築物の顔が向くよう計画する。 ○池袋駅東口駅前に面して歩道と一体となったオープンスペースの確保に努める。		○サンシャイン60通りに建築物の顔が向くよう計画する。 ○サンシャイン60通りに面してピロティを設けるなど滞留空間の確保に努める。		○サンシャイン通りに建築物の顔が向くよう計画する。 ○サンシャイン通りに面してピロティを設けるなど滞留空間の確保に努める。		○南北区道に建築物の顔が向くよう計画する。 ○南北区道に面してピロティを設けるなど滞留空間の確保に努める。		
高さ・規模	○駅前広場、五差路交差点からの見え方に配慮する。 ○高さは、建築物など相互のスカイラインの調和に配慮する。			○五差路交差点からの見え方に配慮する。 ○高さは、建築物など相互のスカイラインの調和に配慮する。		○五差路交差点からの見え方に配慮する。 ○高さは、建築物など相互のスカイラインの調和に配慮する。		○池袋駅東口駅前からの見え方に配慮する。 ○高さは、建築物など相互のスカイラインの調和に配慮する。		○サンシャイン60通りからの見え方に配慮する。 ○高さは、圧迫感を生じさせないように配慮する。		○ト音記号の広場及びサンシャイン通りからの見え方に配慮する。 ○高さは、圧迫感を生じさせないように配慮する。		○南北区道からの見え方に配慮する。 ○高さは、圧迫感を生じさせないように配慮する。		○道路や公園、広場など周辺の見通しのきく場所からの見え方に配慮する。
	○建築物の分節化や高層部の後退などにより、圧迫感の軽減に配慮する。			○建築物の分節化や高層部の後退などにより、圧迫感の軽減に配慮する。		○建築物の分節化や高層部の後退などにより、圧迫感の軽減に配慮する。		○建築物の分節化や高層部の後退などにより、圧迫感の軽減に配慮する。								
形態・意匠・色彩	○低層部は歩行者空間を意識して、ヒューマンスケールのデザインとなるよう配慮する。 ○閉店時や夜間においても閉鎖的な印象を与えないよう配慮する。 ○壁面のガラスは、反射するものや高彩度となるものを控えるなど、街並みとの調和や周囲の環境への影響に十分配慮する。 ○建築物に付属するテント状の庇、装飾物等の工作物は、周辺に調和した色彩とするほか、形態・意匠は、周辺の街並みと調和し、歩行者の通行にも配慮する。 ○附帯する建築設備等は、建築物と一体的な意匠計画や、目隠しによる修景など、周囲からの見え方に配慮する。			○低層部は歩行者空間を意識して、ヒューマンスケールのデザインとなるよう配慮する。 ○中高層部は周辺の街並みと調和する落ち着いた形態・意匠・色彩とし、低層部における歩行者空間のにぎわいが引き立つよう配慮する。 ○閉店時や夜間においても閉鎖的な印象を与えないよう配慮する。 ○壁面のガラスは、反射するものや高彩度となるものを控えるなど、街並みとの調和や周囲の環境への影響に十分配慮する。 ○建築物に付属するテント状の庇、装飾物等の工作物は、周辺に調和した色彩とするほか、形態・意匠は、周辺の街並みと調和し、歩行者の通行にも配慮する。 ○附帯する建築設備等は、建築物と一体的な意匠計画や、目隠しによる修景など、周囲からの見え方に配慮する。		○低層部は歩行者空間を意識して、ヒューマンスケールのデザインとなるよう配慮する。 ○中高層部は周辺の街並みと調和する落ち着いた形態・意匠・色彩とし、低層部における歩行者空間のにぎわいが引き立つよう配慮する。 ○閉店時や夜間においても閉鎖的な印象を与えないよう配慮する。 ○壁面のガラスは、反射するものや高彩度となるものを控えるなど、街並みとの調和や周囲の環境への影響に十分配慮する。 ○建築物に付属するテント状の庇、装飾物等の工作物は、周辺に調和した色彩とするほか、形態・意匠は、周辺の街並みと調和し、歩行者の通行にも配慮する。 ○附帯する建築設備等は、建築物と一体的な意匠計画や、目隠しによる修景など、周囲からの見え方に配慮する。		○低層部は歩行者空間を意識して、ヒューマンスケールのデザインとなるよう配慮する。 ○中高層部は周辺の街並みと調和する落ち着いた形態・意匠・色彩とし、低層部における歩行者空間のにぎわいが引き立つよう配慮する。 ○閉店時や夜間においても閉鎖的な印象を与えないよう配慮する。 ○壁面のガラスは、反射するものや高彩度となるものを控えるなど、街並みとの調和や周囲の環境への影響に十分配慮する。 ○建築物に付属するテント状の庇、装飾物等の工作物は、周辺に調和した色彩とするほか、形態・意匠は、周辺の街並みと調和し、歩行者の通行にも配慮する。 ○附帯する建築設備等は、建築物と一体的な意匠計画や、目隠しによる修景など、周囲からの見え方に配慮する。								
	○建築物単体だけでなく、駅前広場の修景施設や、隣接する建築物との調和に配慮する。			○建築物単体だけでなく、並木ならびに街路の修景施設や、隣接する建築物や南池袋公園など周辺の景観資源等（公園・緑地、並木、モニュメント等）との調和に配慮する。		○建築物単体だけでなく、並木ならびに街路の修景施設や、隣接する建築物や豊島区本庁舎など周辺の景観資源等（公園・緑地、並木、モニュメント等）との調和に配慮する。		○建築物単体だけでなく、池袋駅東口駅前の修景施設や、隣接する建築物との調和に配慮する。		○建築物単体だけでなく、サンシャイン60通りの修景施設や、隣接する建築物との調和に配慮する。		○建築物単体だけでなく、サンシャイン通りの修景施設や、隣接する建築物やト音記号の広場など周辺の景観資源等（公園・緑地、並木、モニュメント等）の調和に配慮する。		○建築物単体だけでなく、南北区道の修景施設や、隣接する建築物との調和に配慮する。		○建築物単体だけでなく、周辺の建築物や景観資源等（公園・緑地、並木、モニュメント等）の調和に配慮する。
	○建築物正面のデザインを工夫するなど、駅前を印象付け、グリーン大通りからのビスタ景観に配慮した形態・意匠とする。			○五差路において、交差点に面して建築物のデザインを工夫するなど、街角を印象付ける形態・意匠に配慮する。		○五差路において、交差点に面して建築物のデザインを工夫するなど、街角を印象付ける形態・意匠に配慮する。		○建築物正面のデザインを工夫するなど、駅前を印象付け、グリーン大通りからのビスタ景観に配慮した形態・意匠とする。		○建築物正面のデザインや交差点に面して建築物のデザインを工夫するなど、単調な形態・意匠とならないよう配慮する。						
	○色彩は、「⑤色彩基準（池袋駅東口駅前広場・グリーン大通り沿道景観形成特別地区）」に適合するとともに、周囲の建物から突出せず、並木との調和に配慮する。			○色彩は、「⑤色彩基準（池袋駅東口駅前広場・グリーン大通り沿道景観形成特別地区）」に適合するとともに、周囲の建物から突出せず、並木との調和に配慮する。		○色彩は、「⑤色彩基準（池袋駅東口駅前広場・グリーン大通り沿道景観形成特別地区）」に適合するとともに、周囲の建物から突出せず、並木との調和に配慮する。		○色彩は、「⑤色彩基準（池袋駅東口駅前広場・グリーン大通り沿道景観形成特別地区）」に適合するとともに、周囲の建物から突出せず、並木との調和に配慮する。		○色彩は、「⑤色彩基準（池袋駅東口周辺景観形成特別地区）」に適合することはもとより、「色彩の定性的基準」に基づき周辺との関係性に十分に配慮した上で良好な街並みを形成する配色とする。						
	○壁面の位置ならびに店舗開口部の位置や形態など、隣接する建築群との関係や歩道との連続性に配慮し、にぎわいが連続するよう計画する。			○壁面の位置ならびに建築物のエントランスの位置や形態など、隣接する建築群とそのオープンスペース、歩道との関係に配慮し、にぎわいが連続するよう計画する。		○壁面の位置ならびに建築物のエントランスの位置や形態など、隣接する建築群とそのオープンスペース、歩道との関係に配慮し、にぎわいが連続するよう計画する。		○壁面の位置ならびに店舗開口部の位置や形態など、隣接する建築群との関係や歩道との連続性に配慮し、にぎわいが連続するよう計画する。								

≪文字色≫		黒文字：一般地域と共通の基準	赤文字：池袋駅東口駅前広場・グリーン大通り沿道景観形成特別地区の独自の基準	青文字：今回の改定で新たに追加する基準				
項目	現行	改定（案）						
公開空地・外構等	○外構の設えにはユニバーサルデザインを取り入れるとともに、舗装の素材や色彩は、隣接する敷地や歩道など周囲の街並みとの調和に配慮する。	○外構の設えにはユニバーサルデザインを取り入れるとともに、舗装の素材や色彩は、隣接する敷地や歩道など周囲の街並みとの調和に配慮する。						
	○照明は、過剰な明るさ、激しい点滅、交通の安全を阻害する色彩を避けるなど、夜間の景観や周囲の環境に配慮する。	○照明は、過剰な明るさ、激しい点滅、交通の安全を阻害する色彩を避けるなど、夜間の景観や周囲の環境に配慮する。						
	○底の設置など、歩道に面するオープンスペースを中心に、人々の快適性を高める歩行者空間の確保に配慮する。	○底の設置など、歩道に面するオープンスペースを中心に、人々の快適性を高める歩行者空間の確保に配慮する。						
	○外構計画は、駅から駅前広場を経て、グリーン大通りなどへの人の流れを考慮する。 ○グリーン大通りの導入空間として、敷地や建築物を緑化する。	○外構計画は、駅前広場からサンシャイン60通り等への人の流れを考慮する。 ○並木ならびに南池袋公園等の周辺のみどりとの連続性を考慮し、敷地や建築物を緑化する。	○外構計画は、駅前から豊島区本庁舎への人の流れを考慮する。 ○並木ならびに豊島区本庁舎等の周辺のみどりとの連続性を考慮し、敷地や建築物を緑化する。	○外構計画は、駅前からの人の流れを考慮し、歩行者空間や滞留空間を創出するように配慮する。 ○並木ならびに周辺の建物や南池袋公園などとのみどりとの連続性を考慮し、敷地や建築物を緑化する。	○外構計画は、駅から池袋駅東口駅前を経て、グリーン大通りやサンシャイン60通りなどへの人の流れを考慮し、歩行者空間や滞留空間を創出するように配慮する。 ○並木ならびに周辺のみどりとの連続性を考慮し、敷地や建築物を緑化する。	○外構計画は、サンシャイン60通りの人の流れを考慮し、歩行者空間や滞留空間を創出するように配慮する。 ○並木ならびにト音記号の広場等の周辺のみどりとの連続性を考慮し、敷地や建築物を緑化する。	○外構計画は、サンシャイン通りの人の流れを考慮し、歩行者空間や滞留空間を創出するように配慮する。 ○並木ならびに周辺のみのりとの連続性を考慮し、敷地や建築物を緑化する。	○外構計画は、南北区道に沿った光の連続性に配慮し、建築物低層部と歩行者空間が一体となった夜間景観を創出する。
○緑化にあたり、樹種の選定や樹木の配置等は継続的な維持管理が可能な計画とする。	○緑化にあたり、並木との連続性を考慮するとともに、樹種の選定や樹木の配置等は継続的な維持管理が可能な計画とする。	○緑化にあたり、並木との連続性を考慮するとともに、樹種の選定や樹木の配置等は継続的な維持管理が可能な計画とする。	○緑化にあたり、並木との連続性を考慮するとともに、樹種の選定や樹木の配置等は継続的な維持管理が可能な計画とする。	○緑化にあたり、樹種の選定や樹木の配置等は継続的な維持管理が可能な計画とする。				
5) 色彩基準	1) 色彩景観形成の考え方							
外壁基本色 (各面の4/5)	○グリーン大通りは、ケヤキやクスノキを中心とした並木を惹き立てる色彩を基本とします。							
	○強調色は、低層部に用いることを基本とし、にぎわいを感じさせる色遣いを許容することとします。							
	○勾配屋根は、屋根面の立ち上がりを外壁に含めて面積割合を計算し、周囲から突出せずに、落ち着いた色のある色彩を基本とします。							
	○ケヤキやクスノキを中心とした並木を惹き立てる暖かく落ち着いた色彩を基本とする。							
○緑の豊かさを享受できる安らぎのある街並みから突出しないよう、隣り合う建物との色彩の調和を図る。								
○並木との調和に配慮し、石材やタイルなど質感豊かな材料を活用する。								
○複数の色相を組み合わせた配色は違和感が生じやすいため、類似する色相でまとめるなど、色彩相互の調和に配慮した配色とする。								
○白と黒を組み合わせるなど、極端に明度の対比が強い配色は避け、街並み全体のまとまりを考慮した配色とする。								
○中高層部は、遠景からの眺望に配慮し、極端に暗い色・極端に明るい色の使用は避け、過度な存在感を主張しない色彩とする。								
○建築物や工作物の色彩・素材と屋外広告物（屋内に設置した広告物等を含む）の色彩・素材との調和に配慮し、統一感のあるファサードとする。								
○強調色は、低層部に用いることを基本とし、にぎわいを感じさせる色遣いを許容することとする。								
○強調色の他に外壁にアクセントをつける場合は、低層部に用いることを基本とし、アクセント色の基準に適合した色彩を用いることができる。								
○高さ10m以上の建築物の勾配屋根は、屋根面の立ち上がりを外壁に含めて面積割合を計算し、周囲から突出せずに、落ち着いた色のある色彩を基本とする。								
2) 色彩基準								
外壁基本色 (各面の4/5)	A			B	C			
	色相	明度	彩度	色相	明度	彩度		
	N	4 以上 8.5 以下	—	N	4 以上 8.5 以下	—		
OR ~	4 以上 8.5 未満	4以下	OR ~	4 以上 8.5 未満	4以下			
4.9YR	8.5 以上	1.5以下	4.9YR	8.5 以上	1.5以下			
5.0YR ~	4 以上 8.5 未満	4以下	5.0YR ~	4 以上 8.5 未満	4以下			
5.0Y	8.5 以上	2以下	5.0Y	8.5 以上	2以下			
その他	4 以上 8.5 未満	2以下	その他	4 以上 8.5 未満	2以下			
	8.5 以上	1以下		8.5 以上	1以下			
(池袋駅東口駅前広場・グリーン大通り沿道景観形成特別地区)			(一般地域)		(一般地域と同じ)			
強調色 (各面の1/5)	色相	明度	彩度					
	N	9.25 以下	—					
	OR ~	—	4以下					
4.9YR	—	6以下						
5.0YR ~	—	2以下						
5.0Y	—	2以下						
その他								
(一般地域と同じ)			(一般地域と同じ)					
アクセント色 (各面の1/20) ※強調色とアクセント色の総量は1/5以内	アクセント色を用いる場合は、主に低層部で用いることができる			アクセント色は色彩基準によらず、主に低層部で用いることができる				
	色相	明度	彩度					
	N	—	—					
OR ~	—	8以下						
5.0Y	—	6以下						
その他	—	6以下						

<<文字色>> 黒文字：一般地域と共通の基準 赤文字：池袋駅東口駅前広場・グリーン大通り沿道景観形成特別地区の独自の基準 青文字：今回の改定で新たに追加する基準				
項目	現行	改定（案）		
		拠点ゾーン		
		南池袋公園界隈	中池袋公園界隈	小路界隈
	街並みの趣	○豊かなみどりを身近に感じるあたたかく居心地の良い街並み	○国際アート・カルチャー都市のシンボルとなる個性と先進性がある街並み	○小さな店舗が軒を連ね、温かい灯りが風情を醸す横丁の街並み
	配置	○南池袋公園からの眺望に配慮するとともに、圧迫感を感じさせないように、建築物の配置を計画する。	○ハレザ池袋のホワイエとして、中池袋公園からの空間の広がりを活かすように、建築物の配置を計画する。	○隣接する建築物の壁面線などの連続性に配慮し、建築物の配置を計画する。
	形態・意匠・色彩	○屋根・屋上に設備等がある場合は、見えにくい配置とするとともに、建築物と一体的な意匠計画や、目隠しによる修景などを行う。	○屋根・屋上に設備等がある場合は、見えにくい配置とするとともに、建築物と一体的な意匠計画や、目隠しによる修景などを行う。	○隣接する建築物と庇の位置を揃えるなど、小さな店舗が軒を連ねる景観に配慮した形態・意匠とする。
		○豊かなみどりと調和し、安らぎが感じられる暖色系相の低彩度色を基本とする。 ○低層部では自然素材や光沢を抑えた素材を用いるなど、居心地の良い空間となるよう工夫する。	○ハレザ池袋と調和する暖色系相の低彩度色を基本とする。 ○低層部では質感豊かな材料を用いて、新たな文化とにぎわいの舞台として質の高い意匠となるよう工夫する。	○横丁の街並みと共通性のある暖かく穏やかな色彩を基本とする。
	外構・緑化等	○南池袋公園のみどりと憩いの空間が周辺に波及し、季節感が感じられるみどり豊かな界隈となるように、接道部はもとより壁面や屋上緑化を取り入れるなど、積極的に緑化する。	○中池袋公園の空間の広がりを感じさせる高さのある緑を活かし、連続性が感じられる歩行者空間や滞留空間となるように、視認性の高い場所を積極的に緑化する。	○軒先に植栽鉢やプランターを置くなど、横丁の風情を引き立て、季節感を感じさせるよう工夫する。
		○南池袋公園からの夜間の見え方に配慮し、中高層部では周辺から突出しないような光の強さや方向の照明計画とする。	○中池袋公園からの夜間の見え方に配慮し、建築物の形態や意匠を活かしたライトアップを行うなど、空間の広がりを活かすような照明計画とする。	○暖かい光の色を基本とする提灯や店舗からの漏れ明かりが連続し、風情ある横丁の高揚感を創出するよう工夫する。

屋外広告物の表示等（7章）		【駅前広場エリア】	【中央エリア】	【東エリア】	グリーン大通り	明治通り・駅前広場	サンシャイン60通り	サンシャイン通り	南北区道	池袋駅東口周辺エリア
制限等に関する事項（景観法第8条第2項第4号イ関係）	○屋外広告物を設置する場合は、沿道の風紀や美観を損なわないものとする。	○建築物の屋上部分を利用する広告塔・広告板は、建築物との一体性を確保し、周辺の建築物群のスカイラインと調和を図る。	○建築物の屋上部分を利用する広告塔・広告板は、建築物との一体性を確保し、周辺の建築物群のスカイラインと調和を図る。 ○並木の高さを超える部分への突出し広告、壁面広告の掲出を控える。	○屋上部分を利用する広告塔・広告板、突出し広告の掲出を控える。 ○並木の高さを超える部分への壁面広告の掲出を控える。	東エリア ○屋上部分を利用する広告塔・広告板、突出し広告の掲出を控える。 ○並木の高さを超える部分への壁面広告の掲出を控える。	中央エリア ○建築物の屋上部分を利用する広告塔・広告板は、建築物との一体性を確保し、周辺の建築物群のスカイラインと調和を図る。 ○並木の高さを超える部分への突出し広告、壁面広告の掲出を控える。	○建築物の屋上部分を利用する広告塔・広告板は、建築物との一体性を確保し、周辺の建築物群のスカイラインと調和を図る。	○建築物の屋上部分を利用する広告塔・広告板は、建築物との一体性を確保し、周辺の建築物群のスカイラインと調和を図る。 ○屋外広告は、低層部に集約するとともに、建築物の形態に応じた表示とする。		
					拠点ゾーン					
		南池袋公園界隈	中池袋公園界隈	小路界隈						
		○屋外広告物を設置する場合は、南池袋公園を中心とするみどり豊かな景観を活かす意匠となるよう工夫する。 ○南池袋公園からの眺望に影響する中高層部や屋上部分での広告塔・広告板、突出し広告の掲出を控える。 ○並木の高さを超える部分への壁面広告の掲出を控える。	○屋外広告物を設置する場合は、新たな文化とにぎわいの舞台として質の高い意匠となるよう工夫する。 ○中池袋公園からの空間の広がりに影響する中高層部や屋上部分での広告塔・広告板、突出し広告の掲出を控える。 ○屋外広告は、低層部に集約するとともに、建築物の形態に応じた表示とする。	○屋外広告物を設置する場合は、横丁の風情を創出する意匠となるよう工夫する。 ○隣接する建築物と広告物の位置や大きさ等を揃え、横丁のスケールに調和した表示とする。						